

# 第24回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2025年6月26日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

## 開催場所

沖縄県那覇市松尾二丁目5番7号  
ホテルコレクティブ  
2F 大宴会場

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

**全保連株式会社**

証券コード：5845



A member of  
 MUFG

証券コード 5845  
2025年6月11日  
(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

株 主 各 位

沖 縄 県 那 覇 市 字 天 久 905 番 地  
**全 保 連 株 式 会 社**  
代表取締役社長執行役員 茨 木 英 彦

## 第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、インターネット上の下記当社ウェブサイト「第24回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.zenhoren.jp/ir/stock/meeting.html>



また、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コード「5845」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後6時まで議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

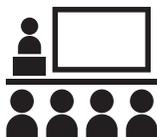
1. 日 時 2025年6月26日(木曜日) 午前10時  
(受付開始: 午前9時30分)
2. 場 所 沖縄県那覇市松尾二丁目5番7号  
ホテルコレクティブ2F大宴会場  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場のご案内をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第24期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告  
および計算書類の内容報告の件  
※当事業年度においては、取締役会決議により、1株につき35円の配当を行いました。  
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役8名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 取締役報酬額改定の件  
第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に基づく支給報酬額等の変更の件  
第6号議案 監査役報酬額改定の件
4. その他招集にあたっての決定事項 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。  
なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。  
・個別注記表
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
  - ※株主総会にご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりません。  
ご理解いただきますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）  
午後6時到着分まで



## インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）  
午後6時入力分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
○○○○○○○ 御中  
株主総会日 議決権の数 XX股

※電子出席方式の所有株式数 XXX株  
議決権の数 XXX股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
宛先Eメール XXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第1・3・4・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。  
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1.提案の理由

##### (1) 事業目的に関する変更

当事業の現状に即して実施予定のない事業目的を削除するため、現行定款第2条（目的）第5号の規定の一部を変更するものであります。

##### (2) 取締役会の招集権者及び議長に関する変更

取締役会の招集権者及び議長を取締役会で選任することで、ガバナンスを強化すると共に取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第23条（取締役会の招集権者及び議長）の規定の一部を変更するものであります。

#### 2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～4. &lt;条文省略&gt;</p> <p>5. 不動産の売買、交換、賃貸借、媒介、鑑定、管理、保有並びに運用</p> <p>6～15. &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～4. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>5. 不動産の賃貸借、鑑定、管理、保有並びに運用</p> <p>6～15. &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故又は不在その他の事由により議長を務めることができないときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で選任された取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故又は不在その他の事由により議長を務めることができないときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役7名が任期満了となりますので、経営体制強化のため1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の地位および担当	取締役会出席回数
1	再任	さこ 迫 ゆき はる 幸 治	代表取締役会長 内部監査担当	16/16回
2	再任	いばら き 茨 木 ひで ひこ 英 彦	代表取締役社長執行役員	16/16回
3	新任	むら かみ 村 上 こう た ろう 宏 太 郎	専務執行役員 オペレーション本部長	—
4	新任	はやし 林 けん じ 憲 司	専務執行役員 コーポレート本部長 兼 経営企画部長	—
5	新任	むら かみ 村 上 とき ひろ 時 弘	—	—
6	再任	社外 独立 すが 菅 たか し 隆 志	取締役	16/16回
7	再任	社外 独立 ひら の 平 野 よし ゆき 義 之	取締役	16/16回
8	新任	社外 独立 まつ もと 松 本 た く 拓 生	監査役	16/16回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	さこ ゆきはる <b>迫 幸治</b> (1955年6月14日生)  所有する当社の株式数 2,896,269株	2001年10月 NPO法人アンビシャス (現：認定NPO法人アンビシャス) 理事長 (現任) 2001年11月 当社設立 代表取締役社長執行役員 2009年10月 一般社団法人全国賃貸保証業協会 会長 (現任) 2011年1月 NPO法人NORS 副理事長 (現任) 2020年6月 公益財団法人琉球大学後援財団 評議員 (現任) 2025年4月 当社 代表取締役会長 内部監査担当 (現任)
取締役候補者とした理由		
長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と家賃債務保証業界における深い識見を有していることから、今後の当社の企業価値向上および業界全体の発展に寄与できると判断しております。		
2	いばらき ひでひこ <b>茨木 英彦</b> (1958年11月21日生)  所有する当社の株式数 1,211,493株	1981年3月 神戸大学 経営学部 卒業 1981年4月 株式会社三和銀行 (現：株式会社三菱UFJ銀行) 2006年12月 モルガン・スタンレー証券株式会社 (現：モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社) エグゼクティブ・ディレクター 2010年5月 当社 顧問 2010年9月 当社 常務執行役員 2018年6月 当社 専務執行役員 2021年5月 当社 代表取締役副社長執行役員 2024年9月 沖縄バスケットボール株式会社 社外取締役 (現任) 2025年4月 当社 代表取締役社長執行役員 (現任)
取締役候補者とした理由		
金融など幅広い分野において培った豊富な経験と高い識見を有しており、当社の企業価値向上に貢献していることから、今後の当社の経営全体を牽引できると判断しております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	むらかみ こうたろう <b>村上 宏太郎</b> (1964年11月4日生) 所有する当社の株式数 一株	1988年3月 早稲田大学 法学部 卒業 1988年4月 株式会社三菱銀行 (現：株式会社三菱UFJ銀行) 2013年12月 同行 法人企画部 部長 (特命) 2014年1月 三菱UFJフィナンシャルパートナーズ株式会社 代表取締役社長 2017年5月 三菱UFJニコス株式会社 理事 経営企画本部副担当 兼 経理部副担当 兼 経営企画本部副本部長 2017年6月 同 取締役 兼 執行役員 経営企画本部担当 兼 経理部担当 兼 経営企画本部長 2018年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 経営企画本部担当 兼 経理部担当 兼 経営企画本部長 2024年6月 同 専務執行役員 経営企画本部担当 兼 経理部担当 兼 財務部担当 兼 経営企画本部長 兼 業務改革推進部副担当 2025年5月 同 顧問 (非常勤) (現任) 2025年5月 当社 専務執行役員 オペレーション本部長 (現任)
取締役候補者とした理由		
金融業に関する豊富な知識を有しており、また、経営実務の経験と高い識見を有していることから、当社の企業価値向上に寄与することができると判断しております。		
4	はやし けんじ <b>林 憲司</b> (1968年8月6日生) 所有する当社の株式数 1,126株	1992年3月 東京大学 法学部 卒業 1992年4月 株式会社三菱銀行 (現：株式会社三菱UFJ銀行) 2019年5月 同行 融資部 副部長 2022年10月 当社 クレジット本部審査部長 2023年11月 当社 執行役員 コーポレート本部経営企画部長 2024年7月 当社 常務執行役員 コーポレート本部長 兼 経営企画部長 2025年5月 当社 専務執行役員 コーポレート本部長 兼 経営企画部長 (現任)
取締役候補者とした理由		
金融業に関する豊富な経験とノウハウを有しており、コーポレート本部長として当社執行サイドを牽引していることから、今後の当社の企業価値向上に寄与することができると判断しております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	むらかみ とぎひろ <b>村上 時弘</b> (1967年6月14日生) 所有する当社の株式数 一株	1991年3月 同志社大学 商学部 卒業 1991年4月 株式会社三和銀行 (現：株式会社三菱UFJ銀行) 2016年7月 同行 営業第二本部 営業第七部長 2020年5月 三菱UFJニコス株式会社 理事 営業第2本部 部長 (特命担当) 2021年6月 同 執行役員 JAL推進部長 兼 デジタル企画部副担当 2023年6月 同 常務執行役員 営業第2本部 副本部長 兼 JAL推進部長 兼 イノベーション推進部副担当 2025年4月 同 常務執行役員 営業第2本部 副本部長 兼 営業第2本部特 命担当 (JAL推進部担当) 兼 イノベーション推進部副担当 兼 経営企画本部特命担当 (特命事項担当) (現任)
取締役候補者とした理由 金融・経済に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、今後の当社の企業価値向上に寄与できると判断しております。		





候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
8	まつもと たく <b>松本 拓生</b> (1972年11月22日生)  所有する当社の株式数 901株	1999年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2005年5月 米国デューク大学 ロースクール 卒業 2007年1月 TMI総合法律事務所 パートナー 2014年4月 恵比寿松本法律事務所 代表弁護士(現任) 2018年9月 株式会社エブリー 社外監査役(現任) 2019年6月 日本道路株式会社 社外取締役(現任) 2021年6月 当社 社外監査役(現任) 2022年6月 株式会社フェローテックホールディングス 社外監査役(現任) 2023年12月 東急株式会社 社外監査役  社外取締役候補者とした理由および期待される役割  弁護士であり、また他社の社外役員の経験が多数あることから、コーポレート・ガバナンスにおける豊富な経験と識見を有しており、社外取締役として当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図り、当社の企業価値向上に寄与することができると判断しております。  同氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。  また、同氏は現在当社の社外監査役(独立役員)であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年です。

(注)

- 菅隆志、平野義之および松本拓生の3氏は社外取締役候補者であります。
- 当社は、菅隆志、平野義之および松本拓生の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、菅隆志および平野義之の2氏の再任および松本拓生氏の取締役選任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定です。
- 村上宏太郎、林憲司および村上時弘の3氏は、過去10年間に於いて、当社の親会社等である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社等(当社を除く。)である株式会社三菱UFJ銀行または三菱UFJニコス株式会社の業務執行者でありました。なお、3氏の対象会社における現在および過去10年間の地位および担当については、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」の欄に記載のとおりであります。
- 当社は、菅隆志、平野義之および松本拓生の3氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。菅隆志および平野義之の2氏の再任および松本拓生氏の取締役選任が承認された場合、当社は3氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、村上時弘氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、当社取締役を含む被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。なお、当該保険契約は次回更新時（2026年5月）においても同内容での更新を予定しております。
6. 各候補者の所有する当社株式の数には、全保連役員持株会および取締役に対する特定譲渡制限付株式の付与における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 松本拓生氏が辞任されます。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された監査役の任期は、当社の定款の定めにより、前任監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名		現在の地位および担当	取締役会出席回数
新任	社外 独立 すぎやま えり 枚山 栄理	—	—

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
すぎやま えり 枚山 栄理 (1975年7月10日生) 所有する当社の株式数 一株	1999年3月 神戸大学 法学部 法律学科 卒業 2001年10月 弁護士登録（大阪弁護士会） はばたき総合法律事務所入所 2008年11月 金融庁入庁（任期付職員）検査局総務課 金融証券検査官 2013年7月 はばたき総合法律事務所 パートナー弁護士（現任） 2018年6月 新明和工業株式会社 社外監査役（現任） 2022年4月 神戸大学大学院法学研究科 法曹実務教授 2023年6月 株式会社リニカル 社外取締役（現任） 2024年6月 ロート製薬株式会社 社外監査役（現任） 2025年6月 新明和工業株式会社 社外取締役（監査等委員）（就任予定） 2025年6月 株式会社リニカル 社外取締役（監査等委員）（就任予定）
社外監査役候補者とした理由	
弁護士としての専門的な知識や金融行政の経験を有しており、法令についての高度な能力・識見に基づき客観的な立場から監査を行うことができます。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。	

(注)

1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 杵山栄理氏の選任が承認された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 当社は、杵山栄理氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、当社監査役を含む被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。なお、当該保険契約は次回更新時（2026年5月）においても同内容での更新を予定しております。
5. 杵山栄理氏が社外監査役を務める2社で以下の事象が発生したことが2025年3月26日に判明しております。同氏は、以下の事案が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から予防のための提言等を行っており、当該事実の発覚後は、再発防止等に関する提言を行うなど、その職責を果たしております。このため、当社社外監査役への就任に問題は無いものと判断しております。

①新明和工業株式会社

【事象】

機械式駐車装置の設置工事に関して独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、2025年3月24日付で公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

【同氏の対応】

日頃から、取締役会等において、法令順守やリスク管理等の視点に立った意見・提言等を行っております。また、上記事案の発覚後は、取締役会等において法令順守の重要性や同種事案の再発防止に関して積極的に意見の表明を行うなど、その職責を果たしております。

②ロート製薬株式会社

【事象】

サプリメントに係る表示について景品表示法に違反する行為が認められたとして2025年3月25日付で消費者庁による措置命令（景品表示法違反である旨の一般消費者への周知、再発防止策の実施と社内周知、今後同様の表示を行わないこと）を受けました。

【同氏の対応】

日頃から、取締役会等において、法令順守やリスク管理等の視点に立った意見・提言等を行っております。また、上記事案の発覚後は、原因究明や再発防止策等に関する助言・提言を行うなど、その職責を果たしております。

6. 杵山栄理氏の戸籍上の氏名は「新宮栄理」であります。

#### 第4号議案 取締役報酬額改定の件

当社取締役の金銭報酬額は、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とご決議いただき今日に至っております。

この間、当社の事業規模の拡大や経営環境の変化に伴う取締役の増員の可能性および責務の増大等に鑑み、当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大に向けた取締役のさらなる意欲向上や優秀な人材確保を目的として、取締役の金銭報酬額を年額700百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

また、2025年2月14日付にて、当社が三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）および株式会社三菱UFJ銀行との間で締結した資本業務提携契約に基づき、三菱UFJニコスが当社取締役2名を指名したことに伴い、第2号議案が原案どおり承認可決されまると、取締役の構成が、社外取締役以外の取締役（以下、便宜上「社内取締役」といいます。）3名と社外取締役4名の計7名から、社内取締役5名と社外取締役3名の計8名に変更になることを踏まえて、上記年額700百万円以内のうち、社外取締役の金銭報酬額を年額45百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、本議案は、当社の事業規模、報酬体系や同業他社の支給水準等を総合的に勘案し、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

## 第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に基づく支給報酬額等の変更の件

当社は、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会において新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を設け、第4号議案の取締役の報酬とは別枠として、本制度に基づき当社取締役の譲渡制限付株式に関する報酬等として当社が支給する金銭報酬債権の額を年額100百万円以内（うち社外取締役分年額9.1百万円以内）とする旨の決議をいたしました。

しかしながらその後当社の事業規模の拡大や経営環境の変化に伴う取締役の増員の可能性および責務の増大等に鑑み、当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大に向けた取締役のさらなる意欲向上や優秀な人材を確保する必要性が生じました。

従いまして当社は、本制度に基づき当社取締役の譲渡制限付株式に関する報酬等として当社が支給する金銭報酬債権の総額を、第4号議案の取締役の報酬とは別枠として、年額120百万円以内に改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものいたします。

また、2025年2月14日付にて当社が三菱UFJニコスおよび株式会社三菱UFJ銀行との間で締結した資本業務提携契約に基づき、三菱UFJニコスが当社取締役2名を指名したことに伴い、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の構成が、社内取締役3名と社外取締役4名の計7名から、社内取締役5名と社外取締役3名の計8名に変更になることを踏まえて、上記年額120百万円以内のうち、譲渡制限付株式に関する報酬等として社外取締役に支給する金銭報酬債権の総額を年額9百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、以上の変更につきましては、下記2.に定める各事業年度において割当てる譲渡制限付株式数の上限が発行済株式総数に占める割合が、従来同様0.5%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合5%程度）と希釈化率は軽微であることと、また当社の事業規模、報酬体系や同業他社の支給水準等を総合的に勘案し、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

## 記

取締役に対する特定譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の具体的な内容

### 1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込

当社は、本株主総会でのご承認を得られたことを条件として、取締役に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給します。各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとします。

なお、譲渡制限付株式の割当てを受ける際、各取締役が現物出資の方法で給付することとなる金額（払込金額）は、割り当てる株式の発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、当社と当社の取締役の間で締結する下記3.に定める内容を含む「譲渡制限付株式割当契約」に基づき支給いたします。

### 2. 譲渡制限付株式の上限

各事業年度において、取締役に割当てる譲渡制限付株式の上限は132,847株（うち社外取締役への割当てとして9,964株）とします。

ただし、本議案に係る株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、およびこれらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の締結およびその内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社は、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。当該契約には、以下の内容を含むものとします。

## 【譲渡制限付株式 I】

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役は、譲渡制限付株式の交付日から3年以上で取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間 I」といいます。）、当該譲渡制限付株式（以下「本割当株式 I」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとし（以下「譲渡制限」といいます。）。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役が、譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の社内取締役および執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式 I を当然に無償で取得するものとし（以下「譲渡制限」といいます。）。

また、本割当株式 I のうち、譲渡制限期間 I が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除の定めに基づく譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとし（以下「譲渡制限」といいます。）。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役が、譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の社内取締役および執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式 I の全部につき、譲渡制限期間 I が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該社内取締役が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間 I が満了する前に社内取締役および執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式 I の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし（以下「譲渡制限」といいます。）。

#### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅰの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰにつき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得するものとします。

#### 【譲渡制限付株式Ⅱ】

##### (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の社外取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」といいます。）、当該譲渡制限付株式（以下「本割当株式Ⅱ」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

##### (2)譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が、譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の社外取締役を退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式Ⅱを当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式Ⅱのうち、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、社外取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該社外取締役が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに社外取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅱの数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間Ⅱ満了時点より前に到来するときに限る。以下「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が社外取締役を退任することとなる場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅱの開始日から組織再編等承認時までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅱにつき、組織再編等承認時に先立ち、譲渡制限を解除します。

また、組織再編等承認時には、当社は、組織再編等承認時の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得するものとします。

### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式Ⅰと同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

## 第6号議案 監査役報酬額改定の件

当社監査役の報酬額は、2020年5月20日開催の第19回定時株主総会において、年額25百万円以内としてご決議いただき今日に至っております。

この間、当社の事業規模の拡大や経営環境の変化に伴い監査役の担う職務が高度化・複雑化したことに鑑み、監査役の報酬額を年額30百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決された場合も員数に変更はありません。

以上

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

(注) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	役職・地位	有している専門性・経験／期待する分野							
		企業経営	財務会計	リスクマネジメント コンプライアンス 法務	DX テクノロジー	戦略的 アライアンス	新規事業 開拓	人材 組織開発	ESG サステナビリティ
迫 幸治	代表取締役会長	○	○	○		○	○	○	○
茨木 英彦	代表取締役社長 執行役員	○	○	○	○	○	○	○	○
村上 宏太郎	取締役 専務執行役員	○	○	○	○	○	○		○
林 憲司	取締役 専務執行役員	○	○	○		○		○	
村上 時弘	取締役	○	○	○		○	○		
菅 隆志	取締役	○			○	○	○	○	
平野 義之	取締役	○	○	○		○	○		○
松本 拓生	取締役		○	○	○	○		○	○
水田 正明	監査役	○	○	○		○		○	○
森脇 仁子	監査役	○	○	○	○				○
松山 栄理	監査役			○					○

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

※各取締役および各監査役が有する専門性や経験のうち主なものに「○」印をつけております。

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進む中、緩やかな回復基調で推移しました。一方、原材料や燃料価格などの物価の高騰や円安の進行に加え、地政学リスクへの懸念などから、不透明な状況が継続しました。

賃貸住宅市場におきましては、2024年4月から2025年3月までに賃貸住宅として新規着工された戸数が前年比4.8%の増加、賃貸住宅に対する新規に投資が予定されている額は前年比13.1%の増加となりました。<sup>注1</sup>

注1：出典「令和7年3月分 建築着工統計調査報告」国土交通省

このような経済環境を背景に、当社では、「QUALITY FOR THE FUTURE 新たな価値へ、新たな未来へ」という企業理念の下、経済合理性を追求しながら、事業の成長を図っております。

2024年5月に公表した中期経営計画（2024年度 - 2026年度）において戦略分野と位置づけている事業用家賃債務保証事業では、高単価の保証案件の獲得に注力するとともに、同じく戦略分野である学費保証市場においては、「Z-College support（学費保証）」の全国展開を進めました。さらに、当社が営業拠点を持たない地域における地方銀行の強固な営業基盤を活用するため、各地の地方銀行との提携戦略を推進しました。

また、当社は、同中期経営計画で掲げたDX戦略の一環として、独自開発した電子申込システム「Z-WEB2.0」に画面ガイド機能を導入し、同システムの操作性の向上を実現しました。こうした取組みを通じて「Z-WEB2.0」の導入促進に注力した結果、協定会社による「Z-WEB2.0」の導入拠点数は、前年度末比6,816拠点増の12,581拠点となりました。かかる拠点数の拡大に伴い、当事業年度における当社と賃借人との間で締結する賃貸借保証委託契約の電子申込率は37.4%（前年度比7.5%の伸長）となりました。また、電子契約サービス「Z-SIGN」につきましても、電子契約率は24.1%（前年度比5.9%の伸長）となりました。

債権管理面では引き続き信用コストの削減に取り組んでまいりました。財務安全性を示す主要な指標である早期入金控除後30日期間代位弁済率<sup>注2</sup>は、AIの活用により審査を高度化したことが奏功し、0.47%（前年度比0.12%の改善）となりました。同様に代位弁済回収率についても、96.0%（前年度比0.4%の改善）となりました。

注2：当社が開発した審査精度を測定する指標。一定期間内に契約した案件について、初回賃料支払日に代位弁済が発生し且つ30日以内に入金の無かった件数を当該期間内の契約件数で除して算出

以上の結果、当事業年度の売上高は25,658百万円（前年同期比4.7%増）、営業利益は2,548百万円（前年同期比14.5%増）、経常利益は2,538百万円（前年同期比16.0%増）、当期純利益は1,621百万円（前年同期比5.4%増）となり、売上高は2期連続で過去最高を更新、当期純利益も過去最高を達成しました。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は、182百万円となりました。そのうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	Z-WEB2.0電子契約機能	56百万円
--------	----------------	-------

(3) 資金調達の状況

当社は、発行済の新株予約権について、当事業年度期間において、合計1,592,864個の新株予約権が行使されました。本新株予約権の行使により、当社は総額1,450百万円の資金を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

① 株式の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

② 新株予約権の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は三菱UFJニコス株式会社による当社株式の公開買付け成立に伴い、2025年4月に同社の親会社であり日本最大級の金融機関である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社となりました。また、三菱UFJニコス株式会社および株式会社三菱UFJ銀行と資本業務提携契約を締結し、上場企業としての独立性を維持しつつ企業価値向上を図っていくこととなりました。

こうした背景から、当社は2025年5月に新たな長期経営計画（2025年3月期－2030年3月期）を策定・公表いたしました。

その中で、以下を課題としてとらえ、対応策を定めております。

① 市場動向

家賃債務保証業界が立脚する賃貸住宅市場は着実な成長が見込まれるものの、人口減少等の背景もあり、成長率は必ずしも高いとは言えません。また、国内経済の状況は必ずしも悪くありませんが、個人再生・破産や企業倒産件数が増加傾向にあり、国際的な経済摩擦による混乱と相俟って、当社の主力顧客である個人の入居者にとっては逆風の環境であると認識しております。このため、家賃滞納の増加に留意する必要があると考えております。

こうした環境下、当社としては無理な売上増加を求めず、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの一員であるという圧倒的な信用力を背景に、ダンプ競争とは一線を画して低採算先の取引解消を進めるとともに、AI審査を活用した審査高度化および回収高度化により、信用コスト低減に努め、持続的な企業価値向上を目指すことを基本方針としております。

## ②収益力の向上

当社では上記背景から以下の戦略を定めており、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループと連携して新商品を開発・投入することで、効率的・効果的に収益力を向上させる方針です。

- ・地銀戦略：地方銀行が有する強固な営業基盤を活用し、当社の拠点がない地域での効率的なシェア拡大を目指します。このため、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループのグループ企業より親密地方銀行の紹介を受けて、提携先の拡充を図ってまいります。

- ・高齢者戦略：国内人口が減少する中、数少ない有望な成長市場としての高齢者との取引を拡大すべく、2024年8月から電力使用量データを活用した見守りサービス「Z-Support Premium」の提供を開始しております。

- ・事業用戦略：潜在的な巨大市場である事業用家賃債務保証について、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループのグループ企業より取引先の紹介を受けて、顧客基盤の拡充を行ってまいります。

- ・学費保証戦略：社会的な意義も大きい有望市場を先駆者として開拓してまいります。

## ③ 新たな価値創造のためのDX戦略の推進

当社では、お客さまへの新たな価値提供とともに業務の効率化および生産性向上のためDXを推進しております。

社内向けDXとしては、データやデジタルをフル活用し、審査・回収・オペレーション等社内業務の効率化や生産性の向上を目指してまいります。またデータに基づき経営戦略等を判断し行動に移すデータドリブンに取り組んでまいります。

お客さま向けDXとしては、データやテクノロジーを駆使し、不動産業界のニーズに対応するデジタルサービスを提供し、顧客接点を拡大させ競争力を強化してまいります。最終的には生活において付加価値を提供できる「生活のプラットフォーム」を目指します。

#### ④ 信用コストの低減

当社は、前述の経済環境に鑑み、信用コスト低減のための審査・回収の高度化に取り組んでおります。

審査については、AI審査モデルの活用を進めるとともに、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループと連携して審査モデルの高度化を進めてまいります。

回収については、ツール活用による効率化に加え、弁護士活用によって効果的な回収を行いつつ過度な取り立て行為を行わない体制を構築してまいります。

#### ⑤ コーポレートカルチャーの確立

当社が社会に信頼され、お客さまに選ばれる存在であり続けるためには、社員一人ひとりへの企業理念・行動規範の徹底が重要であると考えております。そのため、マネジメントメッセージの発信、教育研修、社内広報媒体等を通じて企業理念・行動規範の浸透を図っております。

#### ⑥ 人材の確保および育成

今後、当社が持続的成長を実現するためには、それに貢献できる人材の確保および育成を図ることが必要不可欠であると考えております。そのため、当社は継続的に採用活動を行うとともに、公正な人事評価、人材育成体系の充実および社内環境整備を進めていく方針であります。

具体的には、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、人材の多様性を確保しつつ、性別、国籍、採用の時期等に関わらず、その能力や目標達成度に応じ、公平公正な人事評価を行っております。すでに当社では、中途採用者の管理職登用率は高い水準にありますが、今後は、女性管理職の割合を2025年3月末の13%から15%に増加させる目標を設定し、女性社員の活躍を一層推進してまいります。また当社では、外国人技術者を採用する試みをすでに始めており、この試みを通じて人材登用の多様化をさらに進めてまいります。

## ⑦ コーポレート・ガバナンスの充実

事業継続上、当社を取り巻くステークホルダーの皆さまから信頼を獲得することは特に重要であります。そのため、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を企業活動の中核と位置づけております。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、「QUALITY FOR THE FUTURE 新たな価値へ、新たな未来へ」を企業理念とし、豊かな生活の基盤である快適な住まいと安定した暮らしを支える家賃債務保証事業を通じて、社会へ貢献してまいりました。今後も、社会に必要とされ利用者に選ばれる存在であり続けるために、自由で柔軟な発想をもって、新たな価値の提供と未来の創造を実現し、ステークホルダーの皆さまとともに歩んでいくことに挑戦し続けます。

この企業理念を実現するために、以下の行動規範を定めています。

### ●誠実・信頼

私たちは、社会規範に則り、真心・責任をもって安心・安全を皆さまにお届けできるよう、誠実に行動します。

### ●品質・価値

私たちは、自由な発想で持続可能な未来標準となる品質、価値の創造を目指し、選ばれ続けるよう行動します。

### ●変化・進化

私たちは、常に一步先の未来を意識し、変化を恐れず、進化を遂げる好機ととらえ、スピーディーに行動します。

### ●挑戦・成長

私たちは、これまでの価値観や習慣にとらわれず、未来に向けて挑戦し続けることで成長を遂げ、業界をリードすべく行動します。

### ●チームワーク

私たちは、社員ひとり一人がお互いを尊重し、より風通しの良い職場を作り、一つのチームとして、さらに高い目標に向かって行動します。

このように、当社社員が行動規範に則った自由闊達な活動を通じて、新たな価値を未来に向けて提供するという当社の企業理念を達成していくためには、様々なステークホルダーの皆さまの立場を尊重し、透明・公正・迅速・果敢な意思決定を行うコーポレート・ガバナンスの基本精神を踏まえつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための活動を進めていくことが極めて重要となります。

したがって、当社は、コーポレート・ガバナンスを企業活動の中核と位置づけ、より実効性の高い充実したガバナンス体制を構築し、これを運用していくことを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (9) 財産および損益の状況の推移

区 分	2021年度 第21期	2022年度 第22期	2023年度 第23期	2024年度 (当期) 第24期
売 上 高	21,705 百万円	23,846 百万円	24,510 百万円	25,658 百万円
当 期 純 利 益	1,387 百万円	773 百万円	1,538 百万円	1,621 百万円
1 株当たり当期純利益	58.59 円	32.65 円	76.09 円	66.92 円
総 資 産	24,723 百万円	20,425 百万円	21,793 百万円	22,762 百万円
純 資 産	2,980 百万円	1,453 百万円	4,759 百万円	7,193 百万円

#### (10) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

#### (11) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
家賃債務保証事業	家賃債務保証サービス

## (12) 主要な営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
沖縄本社	沖縄県那覇市	東京本社	東京都新宿区
東京第二本社	東京都渋谷区	札幌支社	北海道札幌市
仙台支社	宮城県仙台市	埼玉支社	埼玉県さいたま市
横浜支社	神奈川県横浜市	千葉支社	千葉県船橋市
静岡支社	静岡県静岡市	名古屋支社	愛知県名古屋市
大阪支社	大阪府大阪市	京都支社	京都府京都市
神戸支社	兵庫県神戸市	岡山支社	岡山県岡山市
広島支社	広島県広島市	高松支社	香川県高松市
松山支社	愛媛県松山市	福岡支社	福岡県福岡市
北九州支社	福岡県北九州市		

## (13) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
595 名	△13 名

(注) 従業員数には、臨時従業員（人材派遣会社からの派遣社員）58名は含まれておりません。

## (14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社沖縄海邦銀行	600 百万円
株式会社琉球銀行	300 百万円
合計	900 百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 75,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,121,700株（自己株式1,079,201株を含む。）
- (3) 株主数 8,601名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
AZ-Star 3号投資事業有限責任組合	6,553 千株	25.17 %
迫 幸治	2,896 千株	11.12 %
インベストメントZ1号投資事業責任組合	2,276 千株	8.74 %
茨木 英彦	1,211 千株	4.65 %
ヨシダ トモヒロ	809 千株	3.11 %
光通信株式会社	484 千株	1.86 %
野村證券株式会社	400 千株	1.53 %
株式会社沖縄海邦銀行	384 千株	1.47 %
三菱UFJファクター株式会社	384 千株	1.47 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	383 千株	1.47 %

(注) 持株比率は、自己株式（1,079,201株）を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

払込期日	2024年7月17日
株式の種類および数	当社普通株式 26,986株
価格	1株につき715円
総額	19,294,990円
割当先	当社の取締役* 2名 16,362株 当社の社外取締役 4名 7,549株 当社の執行役員 4名 3,075株 *社外取締役を除く

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は三菱UFJニコス株式会社による当社株式の公開買付け成立に伴い、2025年4月に同社の親会社であり日本最大級の金融機関である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社となりました。また、三菱UFJニコス株式会社および株式会社三菱UFJ銀行と資本業務提携契約を締結し、上場企業としての独立性を維持しつつ企業価値向上を図っていくこととなりました。

上記に伴い、株主還元施策の一環として、2025年4月11日をもって、同日時点で当社が保有する自己株式の一部である600,000株を消却いたしました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

#### 【第2回新株予約権】

- ①新株予約権の数  
149,200個（新株予約権1個につき1株）
- ②新株予約権の目的である株式の種類および数  
普通株式 149,200株
- ③新株予約権の払込  
無償
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個あたり300円
- ⑤新株予約権を行使することができる期間  
2024年7月1日から2030年9月30日
- ⑥新株予約権の行使の条件
  - (a) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、または従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合または、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
  - (b) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合または、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社は他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会の決議により承認された場合にのみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
  - (c) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り本新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者からの本新株予約権の再度の相続は認めない。

- (d) 本新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。  
ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (e) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めない旨を決定することができる。  
この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑦ 当社役員の保有状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) 重要な事項に該当する新株予約権の当事業年度末日における状況

**【第1回新株予約権】**

- ① 新株予約権の数  
97,500個（新株予約権1個につき1株）
- ② 新株予約権の目的である株式の種類および数  
普通株式 97,500株
- ③ 新株予約権の払込  
有償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個あたり300円
- ⑤ 新株予約権の払込金額  
1個あたり8円
- ⑥ 新株予約権を行使することができる期間  
2024年7月1日から2026年12月31日

### ⑦新株予約権の行使の条件

- (a) 権利者は、2021年3月期における当社損益計算書に記載される売上高が18,000百万円を超過し且つ、2022年3月期における当社損益計算書に記載される売上高が19,000百万円を超過し且つ、2023年3月期における当社損益計算書に記載される売上高が20,000百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定においては、発行時点の当社の決算報告書に記載される損益計算書の売上高の定義を用いるものとする。
- (b) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (c) 権利者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合または、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会の決議により承認された場合にのみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (d) 権利者が死亡した場合、権利者の法定相続人のうち1名（以下本号において「権利承継者」という。）に限り本新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者からの本新株予約権の再度の相続は認めない。
- (e) 権利者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (f) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、業務委託先または業務提携先等（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた権利者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

- ⑧当社役員の保有状況  
該当事項はありません。

(4) その他新株予約権に関する重要な事項

2024年4月16日に、第3回新株予約権の権利行使がありました。権利行使の概要は以下のとおりであります。

**【第3回新株予約権】**

- ①行使された新株予約権の個数  
1,000,000個
- ②発行した株式の種類および数  
普通株式 1,000,000株
- ③資本金の増加額  
180百万円
- ④資本準備金の増加額  
180百万円

2024年10月25日に、第4回新株予約権の権利行使がありました。権利行使の概要は以下のとおりであります。

**【第4回新株予約権】**

- ①行使された新株予約権の個数  
25,564個（新株予約権1個につき100株）
- ②発行した株式の種類および数  
普通株式 2,556,400株
- ③資本金の増加額  
460百万円
- ④資本準備金の増加額  
460百万円

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
迫 幸 治	代表取締役 社長執行役員	一般社団法人全国賃貸保証業協会 会長 認定NPO法人アンビシャス 理事長 NPO法人NORS 副理事長 公益財団法人琉球大学後援財団 評議員
茨 木 英 彦	代表取締役 副社長執行役員	沖縄バスケットボール株式会社 社外取締役
藤 本 竜 也	取締役 常務執行役員 オペレーション本部長	
宮 尾 尚 子	取締役	株式会社沖縄海邦銀行 社外取締役
玉 城 絵 美	取締役	琉球大学工学部 教授 H2L株式会社 代表取締役 沖縄電力株式会社 社外取締役
菅 隆 志	取締役	沖縄電力株式会社 社外監査役 沖縄セルラー電話株式会社 特別顧問
平 野 義 之	取締役	
水 田 正 明	常勤監査役	
松 本 拓 生	監査役	株式会社エブリー 社外監査役 日本道路株式会社 社外取締役 株式会社フェローテックホールディングス 社外監査役
森 脇 仁 子	監査役	日本ギア工業株式会社 社外監査役 株式会社アズパートナーズ 社外監査役 H2L株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役宮尾尚子、玉城絵美、菅隆志および平野義之の4氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役水田正明、松本拓生および森脇仁子の3氏は社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役宮尾尚子、玉城絵美、菅隆志および平野義之の4氏、監査役水田正明、松本拓生および森脇仁子の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 取締役宮尾尚子および監査役松本拓生の2氏は弁護士資格を有しております。  
 5. 監査役森脇仁子氏は、税理士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 2024年6月27日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、取締役木曾裕氏は退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役宮尾尚子、玉城絵美、菅隆志、平野義之の4氏および監査役水田正明、松本拓生、森脇仁子の3氏は当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、当社取締役および監査役を含む被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。なお、当該保険契約は次回更新時（2026年5月）においても同内容での更新を予定しております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬額またはその算定方法の決定方針に係る判断の客観性と透明性を高めるため、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置のうえ、同委員会による審議・助言を踏まえ、取締役会において当該方針を決定しております。

その概要は、取締役の報酬を月例の固定報酬（金銭）に加え、企業価値向上を実現できる人材の確保とモチベーションの維持を目的とする変動報酬（金銭+株式）とし、役職毎のレンジを事前に設定したうえで、各取締役の職責や会社業績、世間水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものであります。また、各報酬については事前に設定した基準に基づき、金銭および譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権を支給しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額は、上記決定方針に基づき、任意の指名・報酬委員会において、各取締役の当社への貢献度評価等を行い、当該結果をまとめた答申を踏まえて決定しており、上記方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）、別枠として譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内（うち社外取締役分年額9.1百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は4名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2020年5月20日開催の第19回定時株主総会において年額25百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議による委任に基づき、当事業年度の各取締役の最終的な報酬額決定について、代表取締役社長（2025年3月31日までは迫幸治、2025年4月1日以後は茨木英彦）に委任しております。

当該決定を代表取締役社長に委任した理由は、各取締役の職務の専門性、意思決定の難易度、管掌領域の広さや深さ、成果責任の大きさ等報酬額を決定するために考慮すべき職責を最も適切に判断できるためであります。

なお、任意の指名・報酬委員会は、当該委任権限が適切に行使されるよう必要に応じて議論を行います。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	変動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	354 (29)	243 (25)	99 (—)	12 (4)	8 (5)
監査役 (うち社外監査役)	24 (24)	24 (24)	— (—)	— (—)	3 (3)

(注) 1. 上表には、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会等への出席状況および発言状況

氏名	役職	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
宮尾尚子	取締役	取締役会 16/16回	当該事業年度の取締役会において、弁護士としての高い見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社のリスク・コンプライアンス体制等について建設的な提言を行っております。
玉城絵美	取締役	取締役会 16/16回	当該事業年度の取締役会において、IT・デジタル分野における技術開発者および経営者としての経験と高い識見に基づき、当社のDX化推進を支援するとともに、災害対策やリスク管理について、客観的な視点から専門性のある助言や提言を行っております。
菅隆志	取締役	取締役会 16/16回	当該事業年度の取締役会、特別委員会において、経営者としての専門的知識に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営・オペレーションの高度化、人員配置の適正化について、助言・提言を行っております。
平野義之	取締役	取締役会 16/16回	当該事業年度の取締役会において、経営者や金融の専門家としての知識に基づき、独立した客観的な立場から当社の営業面、回収面に対し助言・提言を行っております。
水田正明	監査役	取締役会 16/16回 監査役会 13/13回	当該事業年度の取締役会、監査役会において、企業経営の豊富な経験に基づき、常勤監査役として主にガバナンスの観点から当社の業務執行へ適宜発言を行い、ガバナンス体制の強化に努めております。
松本拓生	監査役	取締役会 16/16回 監査役会 13/13回	当該事業年度の取締役会、監査役会および特別委員会において、弁護士としての専門的知識に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営・業務提携・内部統制等に対し助言・提言を行っております。
森脇仁子	監査役	取締役会 16/16回 監査役会 13/13回	当該事業年度の取締役会、監査役会において、税理士としての豊富な経験と財務・会計に関する幅広い知識をもとに当社の決算および信用コストに対し、専門的な観点から発言を行っております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会に出席して、自らの知見に基づき、経営の方針や改善等の重要な事項について、意見を述べ、意思決定に参加することで経営の監督を行いました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称：有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、監査計画の適切性や職務の遂行状況および報酬見積算定根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、報告対象期間において、有限責任監査法人トーマツより非監査業務の提供を受けておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況は以下のとおりです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社の取締役および使用人が法令および定款を遵守し、コンプライアンス体制の整備およびコンプライアンスの実践を図るため、「コンプライアンス規程」を定める。
  - (2) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - (3) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
  - (4) 内部監査の体制・要領等を社内規程等で定め、周知のうえ運用の徹底を図り、各組織の業務の有効性・効率性、報告の信頼性および法令等の遵守に留意のうえ、内部管理体制に対する独立した検証・評価を行い、代表取締役会長、取締役会、経営会議、および監査役に対し、内部管理体制等の評価の報告、および問題点の改善方法の提言等を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 「文書管理規程」を定め、同規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書等は経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。
  - (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 「リスク管理規程」を定め、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
  - (2) リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
  - (3) 危機発生時には、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態への対応に向けた体制をとるものとし、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
  
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会の意思決定機能および業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
  - (2) 「取締役会規程」、「執行役員規程」、「決裁権限規程」、「職務分掌規程」を定め、取締役の職務および権限、責任の明確化を図る。
  - (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人を配置することを求められた場合は、監査役と協議して配置することとする。
  - (2) 補助すべき使用人は、監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従いその職務を行うこととする。
  
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における取締役からの独立性に関する事項  
監査役を補助する使用人の人事異動、評価等については監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
  
7. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従う旨を取締役および使用人に周知徹底する。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、取締役会その他経営会議等重要な会議および任意の会議に出席することができる。
  - (2) 取締役および使用人は、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
  - (3) 取締役および使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
  
9. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
  
10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - (1) 当社は、当社の監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
  - (2) 監査役は、職務の執行について生ずる合理的な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき速やかに支払の処理をする。
  
11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合および、取締役、執行役員との面談により重要な課題、情報に関し意見交換を行う。
  - (2) 監査役は、会計監査人および内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。また、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門的な立場からの助言を求めるなど必要な連携を図る。

## 12. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。
- (2) 各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

## 13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方、およびその整備状況

- (1) 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力およびこれに類する団体とは取引先も含めて一切の関係を遮断、不当要求を拒絶する。不当要求が生じた場合は、必要に応じて民事および刑事の両面から法的措置を講じるとともに外部専門機関等との連携を図る。
- (2) 当社は、反社会的勢力に対して、「反社会的勢力対応規程」および「反社会的勢力対応マニュアル」を基に対応を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### 1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組み

当社の取締役会は、取締役7名（うち、社外取締役4名）で構成されており、その取締役会には取締役および監査役3名が出席しております。頻度については、定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じ開催しております。取締役会の開催に際しては、事前に資料を共有するなどの方法により、取締役会における意思決定と監督の実効性および効率性を確保しております。

### 2. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

監査役会は、監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役および他の取締役と意見交換を実施しております。また、毎月1回、また適宜臨時監査役会を開催し、経営会議やコンプライアンス委員会、リスク管理委員会の情報共有に基づき会社の状況を把握し、監査体制を整備しております。

内部監査部は、代表取締役社長の承認を受けた監査実施計画に基づき、各部門、各支社を対象とする監査を実施し、法令や社内規程の遵守の結果および改善状況を代表取締役社長および取締役会へ報告しました。

### 3. コンプライアンスに対する取組み

コンプライアンス委員会を4回開催し、重要事案について審議および報告を実施いたしました。また、インサイダー取引の未然防止をコンプライアンス上の重要な課題のひとつととらえ、毎月実施しているコンプライアンス研修において、インサイダー取引の事例等の情報を提供するなど、継続的な未然防止の取組みに努めました。

### 4. リスク管理に対する取組み

事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図るため、リスク管理委員会を四半期に一度開催し、委員会では各種課題へのリスク低減に向けた対応方針について議論を行いました。

また、リスクが顕在化した際の、影響範囲の詳細化や対応計画の有効性確認などリスク統制体制の高度化に向けて継続的な取組みに努めました。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

#### (1) 中長期的な方針

当社は、強固な財務基盤を維持しつつ、中長期的な企業価値向上を実現することによって株主還元の向上を目指しており、長期経営計画期間中の配当金は以下のいずれか高い方とし、累進配当を実施いたします。

①1株当たり配当金35円以上

②配当性向50%以上

#### (2) 当期配当の理由

当期の業績および財務体質の状況を勘案し、期末配当を1株当たり35円といたしました。

(注) 期末配当金の支払開始日：2025年6月12日(木)

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>16,677</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,485</b>
現金及び預	7,768	短期借入金	900
未収入金債	3,248	未払法人税等	207
家賃立替	4,874	未払費用	651
貯蔵品	1,544	未払費用	88
前払費	22	保証履行損失引当金	766
仮払の金	466	賞与引当金	377
返済の他金	1,431	役員賞与引当金	99
貸倒引当金	483	前受ス債	10,778
	△3,161	リ－スの他	417
<b>固定資産</b>	<b>6,084</b>	そ の 他	1,198
<b>有形固定資産</b>	<b>446</b>	<b>固定負債</b>	<b>83</b>
建物附属設	240	リ－ス債	5
構築物	22	資産除去債	77
車輻運搬具	8		
工具、器具及び備	698	<b>負債合計</b>	<b>15,568</b>
リース資産	1,222		
その他の他	0	<b>(純資産の部)</b>	
減価償却累計額	△1,744	<b>株主資本</b>	<b>7,192</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,096</b>	資 本 金	1,709
ソフトウェア	565	資 本 剰 余 金	4,063
リース資産	506	資 本 準 備 金	1,610
その他の他	24	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,453
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,542</b>	利 益 剰 余 金	2,039
投資有価証券	60	利 益 準 備 金	27
関係会社株	420	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,012
長期前払費用	12	繰 越 利 益 剰 余 金	2,012
繰延税金資産	3,701	自 己 株	△620
その他の他	347	<b>新株予約権</b>	<b>0</b>
<b>資産合計</b>	<b>22,762</b>	<b>純資産合計</b>	<b>7,193</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,762</b>

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	25,658
売上原価	8,504
売上総利益	17,154
販売費及び一般管理費	14,605
営業利益	2,548
営業外収益	
受取利息	3
償却債権取立益	7
その他	14
営業外費用	
支払利息	32
その他	3
経常利益	2,538
特別損失	
固定資産除却損	1
公開買付関連費用	300
税引前当期純利益	2,237
法人税、住民税及び事業税	563
法人税等調整額	53
当期純利益	1,621

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	983	883	2,449	3,333	27	1,048	1,075
当期変動額							
利益剰余金の配当						△656	△656
新株の発行 (新株予約権の行使)	726	726		726			
当期純利益						1,621	1,621
自己株式の処分			3	3			
当期変動額合計	726	726	3	730	－	964	964
当期末残高	1,709	1,610	2,453	4,063	27	2,012	2,039

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△635	4,755	4	4,759
当期変動額				
利益剰余金の配当		△656		△656
新株の発行 (新株予約権の行使)		1,453	△3	1,450
当期純利益		1,621		1,621
自己株式の処分	15	19	－	19
当期変動額合計	15	2,437	△3	2,433
当期末残高	△620	7,192	0	7,193

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

全保連株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
那覇事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 寄 健  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 濱 村 正 治  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、全保連株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針・監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

全保連株式会社 監査役会

常勤監査役 水田正明 ㊞

社外監査役 松本拓生 ㊞

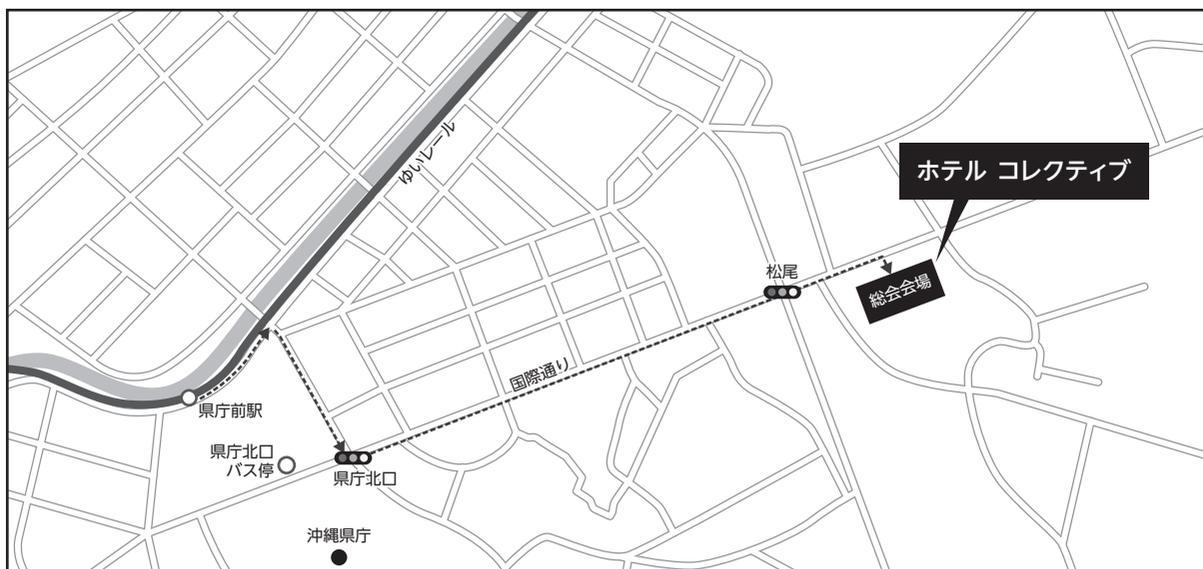
社外監査役 森脇仁子 ㊞

以上

## 株主総会会場のご案内

日時 2025年6月26日(木曜日)午前10時 (受付開始:午前9時30分)

場所 沖縄県那覇市松尾二丁目5番7号 電話:098-860-8366 (代表)  
ホテル コレクティブ 2F 大宴会場



### 交通



#### バスご利用 (那覇バス)

・バス乗り場「国内線旅客ターミナル前(終点・国際線向け)」③または④からバス番号120番または190番にて「ホテルコレクティブ前」(旧松尾バス停)まで約20分、下車徒歩1分



#### モノレールから徒歩

・ゆいレール「那覇空港駅」から「県庁前駅」まで10分、「県庁前駅」より徒歩8分

#### モノレールからバス

・ゆいレール「那覇空港駅」から「県庁前駅」まで10分、「県庁北口バス停」より「ホテルコレクティブ前」(旧松尾バス停)まで約5分、下車徒歩1分



#### タクシー

・那覇空港より約15分

お願い 駐車場の混雑が予想されます。駐車できない場合もございますので、極力公共交通機関をご利用ください。